

# TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

## 分掌変更による役員退職給与 —分割払の場合の損金算入時期—



草間 典子 [足立支部]

### I. はじめに

TAINS 解体新書では、分掌変更による役員退職給与について過去2回(平成20年7月号、平成25年6月号)にわたり判決等をご紹介しております。平成25年6月号では、分割払の役員退職給与について納税者の請求が棄却された公表判決をご紹介しておりましたが、この事案は、今年の2月に納税者の請求が認められ、更正処分が全て取り消されるという逆転判決が東京地裁で出され、国側が控訴を断念したため、納税者勝訴で確定しました。

今回は、この事案について、裁決そして東京地裁判決と順を追って、争点を役員退職給与の損金算入時期に絞ってご紹介したいと思います。

### II. 事案の概要と納税者の主張

本件は、A社が、A社の創業者乙が平成19年8月31日に代表取締役を辞任して非常勤取締役となったことに伴い、退職慰労金として2億5000万円を支給することを決定し、平成19年8月31日に7500万円を、平成20年8月29日に1億2500万円(以下「本件第二金員」という。)を支払い、平成19年8月期及び平成20年8月期に、それぞれ役員退職給与として損金の額に算入し、また、退職所得に該当するとして計算した源泉所得税額を納付したところ、処分行政庁から、本件第二金員は退職給与に該当せず損金の額に算入することはできないとして、法人税の更正処分等を受けたため、その取消しを求めた事案です。

審査請求時に、納税者側は、資金繰り等の都合から2事業年度にそれぞれ

支給したものであるから、いずれも法基通9-2-32《役員の方掌変更等の場合の退職給与》及び法基通9-2-28《役員に対する退職給与の損金算入の時期》が適用されると主張しました。

また、裁判で、国側が法基通9-2-28は完全に退職した役員に支払われる退職給与にのみ適用されると主張したのに対し、納税者側は、完全な退職と同視し得る職務分掌変更等にも適用されるべきであると主張しています。

### III. 国税不服審判所の判断

平24.03.27公表裁決  
(J86-3-18)(棄却)

本件役員は、分掌変更により請求人の代表権を有しなくなるとともに、非常勤取締役として実質的にも請求人の経営に直接関与しなくなったことが認められ、その報酬額もおおむね50%以上減額されていることが認められることからすると、本件分掌変更は、法基通9-2-32に定める実質的に退職したと同様の事情がある場合に当たると認めることができる。

しかしながら、本件第二金員は、分掌変更から1年近くを経て支給されたものであり、分掌変更の時に支給された金員とはいえない。退職慰労金に関する株主総会議事録や取締役会議事録が存在せず、請求人が主張する資金需要を認めるに足りる具体的な資料もない。本件第二金員をその支払日の属する事業年度において損金算入を認めた場合には、請求人による恣意的な損金算入を認める結果となり、課税上の弊害があるといわざるを得ない。

以上によれば、本件分掌変更の時に本件第二金員が支払われなかったこと

が合理的な理由によるものであると認めるに足りる証拠はなく、本件第二金員を退職給与として取り扱うことはできないというべきである。

### IV. 公正処理基準に従った会計処理であるとして損金算入を認めた東京地裁の判断

平27.02.26(変更判決平成27.03.03)  
東京地裁  
(Z888-1918)(全部取消し)(確定)

法人税法第34条1項にいう「退職給与」とは、役員が会社その他の法人を退職したことによって初めて支給され、かつ、役員としての在任期間中における継続的な職務執行に対する対価の一部の後払いとしての性質を有する給与であると解すべきであり、役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的には退職したと同様の事情があると認められる場合に退職給与として支給される給与も、上記「退職給与」に含まれるものと解すべきである。そうである以上、法基通9-2-28における「退職した役員」、「退職給与」といった文言についても、実質的には退職したと同様の事情にあると認められる場合をも含むものと解すべきであることは明らかである。

原告は、法基通9-2-28ただし書に依拠して、本件第二金員を平成20年8月期の損金に算入するという会計処理を行っているところ、多数の税理士等が、本件通達ただし書を根拠として、支給年度損金経理を紹介しているものであって、本件通達ただし書が昭和55年の法人税基本通達の改正により設けられたものであり、これに依拠して

支給年度損金経理を行うという会計処理は、相当期間にわたり、相当数の企業によって採用されていたものと推認できることをも併せ考えれば、会計処理の一つの方法として確立した会計慣行であるということができ、一般に公正妥当な会計慣行の一つであるというべきである。

役員退職給与に係る費用をどの事業年度に計上すべきかについては、公正処理基準(法人税法第22条4項)に従うべきところ、本件通達ただし書に依拠した本件会計処理が公正処理基準に従ったものといえることは、これまで検討してきたとおりであり、以上によれば、本件第二金員を平成20年8月期の損金に算入することができるというべきである。

### V. おわりに

この事案は、翌事業年度に支払った役員退職給与に法基通9-2-32及び法基通9-2-28が適用されるか否かを争ったものですが、最終的には、分掌変更による役員退職給与についても、支給年度に損金の額に算入するという会計処理が、法人税法第22条の公正処理基準に従ったものであると判断したことに、実務上大変意義のある判決です。

なお、この東京地裁判決は、還付加算金の計算が国税通則法の規定に基づいていなかったとして、3月3日に金額を一部変更した判決(変更判決)が出されております。

収録内容に関するお問合せは  
データベース編集室へ  
TEL 03-5496-1416

資金繰りでご相談があるんですが...

売上は順調に伸びている。もっと利益を出すためには、どうすればよいでしょう。

経営戦略を助けてくれる、いい業務パッケージはありませんか。

新規出店を計画している。大丈夫でしょうか。

来期の見通しが立たない。打開策はあるでしょうか。

経営提案できる会計事務所へ。MJSは強力プロフェッショナルツールACELINK NX-Proと顧問先業務システムとの連携で全面支援。

顧問先の自計化を効果的に推進するとともに、PDCAサイクルに沿った経営マネジメントが可能に。顧問先視点からの、真に実効性ある経営戦略提案を実現します。

事業所・企業規模に合わせたラインアップ、MJSの顧問先向け業務パッケージ

顧問先 表計算入力 出納帳  
法人会計

顧問先へ導入いただくことで、ACELINK NX-Proの実力を最大限に活かします

経営のなにかにつけて、顧問先が頼りにするのは会計事務所です。

提案型会計事務所へ、MJSがバックアップ!

会計事務所向けERPシステム **ACELINK NX-Pro**

詳しくは今すぐ **ACELINK NX-Pro** 検索

株式会社ミロク情報サービス  
東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル48階 〒163-0648  
TEL.03-5326-0381 FAX.03-3343-5789

—地域密着型全国ネットワークで最適な承継先を推薦!—  
**MJSの会計事務所 事業承継支援サービス**

ご相談から、承継先の紹介、承継対価の算定、契約書の作成、承継完了まで誠心誠意ご支援します。  
MJS会計事務所承継支援室に、ぜひご相談ください。

フリーダイヤル **0120-369-144** フリーアクセス **0120-369-667**  
(平日9:00-17:30)

当社ホームページに「ご相談シート」を用意しております。 <http://www.mjs.co.jp/account/shoukei/>